

# 公益財団法人長崎県学校給食会 定款

平成22年 3月 8日 評議員会 議決  
平成22年 3月 9日 理事会 議決  
平成23年 4月 1日 施行  
平成24年 6月 8日 評議員会 一部改正  
平成25年 6月14日 評議員会 一部改正  
平成29年 3月31日 評議員会 一部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人長崎県学校給食会（以下「県給食会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 県給食会は、主たる事務所を長崎県諫早市に置く。

(目的)

第3条 県学校給食会は、学校給食関係諸機関との連携を図り、県下全域にわたり、学校教育活動の一環として行われる学校給食の円滑な実施のため、学校、幼稚園及び認定こども園等に対して、給食用物資の安定供給及び安全性の確保、食育の支援及び学校給食の普及充実等に関する事業を行い、園児、児童生徒の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 県給食会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校、幼稚園及び認定こども園等の給食用物資の安全確保・安定供給事業及び衛生管理に関する事業
- (2) 学校給食の普及充実及び食育支援に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業は、長崎県の区域内において行うものとする

(事業年度)

第5条 県給食会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

(財産の種類別)

第6条 県給食会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、県給食会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 県給食会は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において議決に加わることのできる理事及び評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 県給食会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 県給食会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の関係書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出する。ただし、第1号及び第2号の書類については、その内容を定時評議員会に報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きし、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の名簿
- (3) 役員等の報酬並びに費用に関する規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 県給食会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 県給食会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

第11条 県給食会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 県給食会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資産の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

第12条 県給食会に、評議員10名以上18名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めにあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員会長は、評議員会において選出する。

4 評議員は、県給食会の役員又は使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任 期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定員に不足なくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをするものとする。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬の総額の決定
- (3) 役員等の報酬並びに費用に関する規程
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及びその附属明細書、正味財産増減計算書及びその附属明細書、財産目録の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。この場合理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知しなければならない。なお、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(定足数及び議長)

第19条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催できない。

2 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。ただし、評議員会長が出席できないときは、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、一般法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

## 第4章 役員及び理事会

### 第1節 役員

(種類及び定数)

第24条 県給食会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以上 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
  - 4 理事長以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第25条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、県給食会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を

超えてはならない。監事についても同様とする。

- 6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、県給食会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、県給食会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める役員の職務権限規程による。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、県給食会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 3 任期満了前に退任した役員の補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第29条 役員が、次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第30条 役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをするものとする。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第2節 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
  - (2) 規程及び規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、県給食会の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他県給食会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 一般法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。



- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数及び議長)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に特に規定するものを除き議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目

的及び第4条に規定する事業並びに第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第43条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することはできない。

- 2 前項にかかわらず評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をするとき、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁へ届け出なければならない。

（合併等）

- 第41条 県給食会は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁へ届け出なければならない。

（解 散）

- 第42条 県給食会は基本財産の滅失による県給食会の目的である事業の成功の不能及びその他法令で定められた事由により解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

- 第43条 県給食会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

- 第44条 県給食会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第6章 事務局

（設置等）

第45条 県給食会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置きし、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 役員及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(7) 事業計画書及び収支予算書等

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

## 第7章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 県給食会の公告は、官報に掲載する方法による。

2 県給食会の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、電子公告による方法で行う。ただし、事故又はやむを得ない場合は、前項の方法によるものとする。

## 第8章 補 則

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか、県給食会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 県給食会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 迎 憲二 野田 和宏 赤崎 眞弓 今道 大祐  
坂梨 修司 江口真由美 友廣 良二

監事 波多野 徹 木村 国広

4 県給食会の最初の理事長は、迎 憲二とし、業務執行理事は、野田 和宏とする。

5 県給食会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

馬場 信一 中野 良子 一瀬 要 竹下 智  
高稲 瑞枝 福田万喜子 古川 武 峯脇 成彬  
市丸 憲二 永田 政信 金子 光征 久保 政二